

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、その
翌日)

目 次

- ◇規 則
 - 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(水産課)
 - 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正
する規則(〃)
 - 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業協同組合等が他の漁業協同組合に貸し付ける場合の漁業近代化資金利子補給率を、次のとおり引き下げることとした。

- ◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
 - 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率を現行「年四・九パーセント以内」から「年五パーセント以内」に引き上げることとした。(第二条関係)

- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

資金の種類	利子補給率	
	現 行	改 正 後
漁船漁具保管 改良施設等の は取得に必要 な資金	年一・七五 パーセント	年一・七 パーセント
漁場改良用造 成機具等 の必要な資 金	年一・七五 パーセント	年一・七 パーセント
漁村情報処理 通信施設等の 改良施設等の は取得に必要 な資金	年一・七五 パーセント	年一・七 パーセント
漁場改良造成 施設の改良、 造成又は取得 に必要な資金	年一・七五 パーセント	年一・七 パーセント

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を現行「年二・八五パーセント」から「年二・九五パーセント」に引き上げることとした。(第四条関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 所要の経過措置を講ずることとした。
- ◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 一 漁業経営安定資金に係る貸付利率を現行「年五パーセント以内」から「年五・七五パーセント以内」に引き上げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県規則第五十四号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・九パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改める。

第四条中「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・五五パーセント以内」を「年五・七五パーセント以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。